

第5回中川村リニア中央新幹線対策協議会開催



(出席者：委員 18名 幹事・事務局 7名)

第5回中川村リニア中央新幹線対策協議会を、平成27年8月31日（月）に役場委員会室にて開催しました。2回目となるJR東海への質問書の提出及び、長野県への質問書の提出に向けて議論が行われました。

1 あいさつ

会長 大変お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。それぞれの地区の中で、春夏秋冬、どんなことになるのかとか、いろんな商売の方々がどういうふうな影響がでるのか、朝昼晩、夜寝ている時、どういうふうなことがあるのか、起こるだろうか、子供たちが、これから大きくなっていく保育園の子供たち、小学校の子供たち、中学校の子供たち、いろんな活動をする中でどんな影響があるのか、いろんな人がいる中でここにいない方々の暮らしのことも想像を逞しくしてこんなことにはならないのか、そのところはちゃんと大丈夫だという、配慮しますという言質を、約束を取り付けていくということを積み重ねていって、JRがしっかりとその辺を考えないといけない。ちょっとしんどい役割を担って頂いている訳ですが、今しばらく住民の皆さまのためにも一肌脱いで頂きたいと思います。よろしくお願ひいたします。

3 会議事項

(1) 質問書等の内容検討

① JR東海あて

幹事 質問と要望という形で文章を出したらどうかということで提案をさせて頂きたいと思います。内容について、大きく分けて3つある訳ですが、

1 工事用車両の通行について

- (1) 工事に関する通勤車両等について、地域住民の生活環境や交通安全、また通学路への配慮等の考え方を説明されたい。
- (2) 工事用車両の通行は、積み荷の有無にかかわらず、平日8時30分から17時までに限定し、土日・祝祭日の運行はしないこと。
- (3) 工事用車両が住民生活に悪影響をもたらさないよう、どのように管理・監督するか計画の詳細を明らかにされたい。

2 環境影響について

- (1) 工事用車両の排ガス規制について、どのような基準を適用するのか示されたい。
- (2) 環境調査の結果を公表されたい。

3 その他

- (1) 発生土の置き場(仮置き場、本置き場とも)について、崩壊・流出、また有害物質が検出された場合、速やかに搬入前の状況に復旧されたい。また、その旨を文書で約束されたい。
- (2) 工事に関して通行止め等がある場合は、一般車両の迂回路を明確にされたい。また、渋滞時の一般車両の優先対策等について説明されたい。

以上が、JR宛への要望・質問であります。

委員 他のところで発生土の置き場にしか触れていないですけれども、発生土の、場所ですか、そこら辺の意見を挙げさせてもらったのですが。県の方とJRの方とどんなやり取りをしているのか言えないもの?前回大鹿の方には仮置き場というかストックヤードが確保できたという話は聞いたんですけど、中川の中はどうなっているんですか、

会長 J Rに対して？

委員 そう、県から話が行っているかどうかというのが一つと、いっているとすれば、それを現地で確認してそれを計画、もうちょっとうちに来ている場所は発注者は事業主体が計画入れて事業主体がこのように施工しないよとやらない限り施工しませんからね、それは県の方で計画やるというそういう話ではない。

幹事 いただいた内容について再度読み上げますけれども、残土処理候補地について、地元から上がっている要望について具体的に検討することというように頂いておるんですけど、この地元というのは、これは村がということですか？

委員 村も含めてですね。

幹事 その部分については、具体的に要望というものを J R等には村としては上げていない。

委員 村からじゃないんですよ、県に上げているでしょ、こういう個所がありましたよというのを。窓口は建設水道課ですよね、役場ですよね、役場の方から県の方に推進室の方に、中川村ではこういう個所がありますよというのを上げてないんですか？

幹事 県の方で残土の処理については、まとめるということになっていて、一昨年から関係市町村で会議をして候補地を上げてそれを県でまとめて昨年の 7 月に J Rの方へ第一回の提示をしたという経過があります。で、それ以外のものについてはまだそういう集約の場を持っていません、ので村の方で預かっているという段階です。県の方には他の市町村も含めて上がっていってはおりません。みんなストックをしている。

委員 あのね、 J Rの方では表に出さないのかも知れないね。計画入ったとしても情報として。

幹事 J Rの方は直接受けるということをしていませんので、全て長野県を通じてということになっております。個別に電話とかいっていることがあるかもしれませんけれども、受け付けてはいないと思います。県の方

も、市町村を通じたもの以外は受けていないというのが実情。

委員 J Rが工事する訳ですよね、長野県の立場はどうなるの？

委員 県の立場はトンネルというカリニアに関しては残土候補地について町村から上がったのを集約してこういうのがありますよと J Rに情報提供をする個所をイメージしていって、J Rの方ではこういう場所がいいかなと、ここに道路を作ったらいつかなとか地元はどういうところがあるかなというのを確認して地元説明にいってその場所に対してはどういう工法で土を盛ってたらいいか置いたらいいかという計画を。

委員 県の仕事というのは、情報をまとめて、県から J Rに行くわけです、県から来たものを J Rがこの候補地はいいかどうかというのを判断する。

委員 豊丘とか松川ですか、生田ですか、長野県の中、そこら辺はなんかそんな動きは若干あるというような。

幹事 現在、県が1回取りまとめたものを、J Rへ情報提供して、J Rの方ではそれを1ヶ所づつ現地調査をしているという今段階の様です。

委員 県がそのところで、市町村の候補地をあげる訳じゃないですか、J Rにそうすると県の責任というのはどこまで要求できるの？

幹事 今までの中ではそこら辺、明確になっておりません。ただどちらかというと、あくまでも事業主体である J Rというようなニュアンスかなと。

委員 さっき村長が言わされたように、文章で出てこなかったものが出ていたのは、もしかしたら中川村が突破口開いたとするなら、県に対する難しいことも突破口開くためにやっていくっていうことも良いわけだよな。

会長 そうです。それが今日の2つ目の長野県宛というところで、私が書いたのは長野県が間に立って、ここが置けるよという紹介をする立場であるなら、そこを斡旋した責任はしっかり自覚して、後々まで責任もってやるんやろうねっていう、やりますってことを明言をしてほしいというようなことを私は2番目の所で長野県に対して出したらいいと思う。

- 委員 地区の中で要望があったものが県へ上がっておるかどうか、それがＪＲへ伝わっておるかどうかということを聞いたと思います。大鹿8か所埋めますと、松川も埋めますと、豊丘も埋めるところについては具体的に提示をして県からＪＲとの場所の確認をしとるということ。まず第一歩がスタートを切れとるのかどうなのか聞いた。
- 幹事 県が期間を指定した中で、中川村からは、土捨て場の候補地ということで名乗りはございませんでした。県が締め切った以降の話はございます。中川村としては土捨て場として名乗りを上げますというものは一ヶ所も挙がっておりません。県としては竜東線の飯沼のところへ、使いたいという考えがあるようですが、それは村を通じずに直接県の方で掌握しておると、それだけです。個人的にある村民の方がＪＲの説明会の時に話ありましたけれども、それは期限後です。
- 委員 それは期限後でもいいんだけれど、それは建設の係が窓口になっているから、いって、それで県に上がっていくんじゃないのその都度。
- 幹事 その前に締切になっているもんで、
- 委員 締切後だっていいじゃない。それが全てじゃないんだもん。
- 幹事 とにかく今の段階はＪＲで一応、今まで県が昨年まとめたものはＪＲで見ているから、今検討しているから、今はちょっと情報上げるのは待ってくれということ。
- 会長 この協議会というのは、住民の環境を守ることであってその、廃土の受入れについてはＪＲそれから県、それが廃土の置き方、それから廃土の中から何か変なもの出てこないかとか、その辺の体制をどれぐらいの形でやるのかと、そのことについて村として安心できるのかどうなのかなっていう言質を取らないと先に進めませんよねという話をしたかと思う。何故か、そこももらっている、ここももらっている、スタートラインをうちだけ切れてないみたいな。そんな風な形になって、誰がどこをどんな風に使うのかというようなことの検討だって、欲しい人はみんなそこに入れていくというやつだったら何のチェックもせずに、その下流の人だつていろいろいる訳じゃないですか。まず第1にそのＪＲ、県の体制というのを確認しなければいけない。うちだけ出遅れている、ス

タートが切れてないと言うのは、協議会の在り方としていかがなものか。

委員 当初の話に戻ってしまうので、このリニア設置要綱の中には、任務の中に産業経済に関することとはっきり謳われておる。委員公募した中にも発生土に関する検討しますよってことが謳われておる。そのことを謳っておきながらこの場では検討しませんよというそんな話は無いと思いますよ。

会長 順番がありますよという話をしているんです。ただ住民の生活を守る、どっかに置いたらその下流があるわけだし、いろんなことがある訳です、集中豪雨が降るとか、そういうことに我々は責任をもった対応をしなければならない。

委員 誰もがそのことを心配をしながら、しかし地域の活性化だとそれも含めてみんな総合的に考えていることだし、それはＪＲ東海も県もみんなそういう風に考えていることだと思いますよ。

会長 どの程度、真剣かは分からないです。

委員 そんなこと言ったらもう話にならないねこれは。

委員 確かに、順番は順番であるんだけれども、同時進行できないことはないですか、できると思うんですよ。

会長 それは全然この場とは違うところでやってもいいと思いますよ。

委員 役場から県へ上げてもらって、そうしてＪＲへ行くと思っていたら、締切の後だからそれは全部、足止めしてるんだという話だ。それじゃいつになったら地元の要望は上に行くんかな。

委員 協議会の要綱にあることを検討しないということはどういうことか私は全然理解できませんし、委員公募の中にも発生土に関する検討、謳ってあるんですよ、そのことをなんで検討しないのか私にはそこが理解できない。

委員 残土処理、発生土のことについては、村からは上に挙がっていないと、

今までいろいろ個人的に要望したものも、止まってるということと、それは締切後だから駄目だよっていうことだね、

幹事 駄目じゃなくて、今、例えば去年県がまとめたものをJRが現地調査したりとか実際やっているんです。で、それで例えば足りないとかそういう事態も出てくる訳です。そういう時にはまたね、候補地が必要になるということもあると。

委員 その現地調査というのは、JRと県でここはどうやってやっているということ？

幹事 県の方は、場所を示して、JRの方は、ここだと、どういう土留めがいるとか、どのくらい入るとかそういう具体的な検討をしてるということ。それ以上のことは私どもの方では分かりません。

委員 第1候補が、一応期限切られたわけじゃない。その第1候補の中に入らなかった。例えば他町村で残土が全部埋まったとしたら、第2次公募は無いということ、簡単に言えば。

委員 一生懸命考えても何にもならんかったということなんだ。

委員 さっきの村長の言葉を借りて言いたいのは、県が保証してくれたら、中川村動き出すことができるかどうかといった。今、公募は過ぎちゃってるというので、せっかく出してくれたとしても、第2公募がなかったら、あらまあってだけで終わっちゃうような気がする。

委員 この要望書出すというのはもし第2公募があった時にこれだけの条件満たしてくれるかってことも含めて要望書を出すの？

会長 まずそのところで約束をしてくる、そしたら中川村にとってメリットのある場所であれば考えよう。

委員 私は、並行して考えていった方が良いと。要望したからと言って認めてくれるわけじゃないんで。そういう点では中川の場合には関連で、工事前に、工事を始める前に道路改修をしなきゃならない。トンネルを2つ作ったり、松川インター大鹿線を。どうしてもその時に出てくる土が、

発生土の置き場所というのも問題になってくると思います。今、言われているように県が事業主体なのかJRが事業主体なのかというのもまだ決定していない。トンネルは県がやった方が良いんじゃないかなということも言われたりすると、今度は県の方でトンネルから出る土については置き場所を責任もって見つけにゃならんということになる。並行して中川でそういう希望があるとしたら検討して、希望を上げて。ここだったら置き場所にはなります、ただし、中川からそういう条件が出された置き場所になるまでの条件はクリアができるかどうかは確認はそこでして。

会長 受け入れ、受け入れ、受け入れの方だけ言って、つまみ食いされるだけじゃないですか。

委員 いや、そんなことは言っとらん、並行して検討してということ。

委員 両方の意見、分かるんですけれども、私、意見で出したんですが、宮田村には環境条例というものがあります、村長心配されたことを、制約する条例があります。宮田村には自然環境保全条例、駒ヶ根には準用河川占用規則、占用料、専用基準条例というものがあります。これを見習って作ってしまえば、もしここはいいところだから置きますよといったところに、その該当するものになれば、JRは未来永劫、JRがある限りは責任を持ってくれます。活性化にもなりますし、不安もないと思う。前に進むには、議会でそういう条例を作ってもらうという話と、提案するというのを並行して議会でやって頂ければ、ほんとに、いい活性には僕はなると思って提案させてもらった。

会長 一筆書けば置いていいよというそういう条例を作ると、なるほど。

委員 活性というのは一番いいと思います。トンネルを掘ったら一番近いところですからJRはコストが一番。株式会社ですから近いところに置きたい、地元は置いてもらって活性して、いくなりのお金でも、平らになって次に活性して使える土地ができるというのでしたら、それはお互いにいいことだと思う。JRが置きっぱなしで逃げちゃうという不安はある。それをできないようにちゃんと条例で許可しますよという。検討頂ければ、前に進んでいくし、安全だと思います。

会長 面白い、いい提案を頂いたと思う。条例化に伴う課題みたいな、住民

税務課で条例化について研究して下さったところ共有しておいたらいいのかなと、廃土じゃないけど。

幹事　　松川インターラインを本工事に関して通行する車両についてNOx・PM法の規制というのがあります。東京都とかだと許可車両でないと、基準を満たした車両でないと進入できないというような条例制定がされている。それに準じたようなものを今回制定したらどうかということも話としてありました。東京程度の排出基準を設けて規制をするというようなことで工事に使用される車両について、対応する車両を使って頂くということを条例として定めていくことを検討はしております。

会長　　それをやると、JRの車だけ当てはめるという訳にはいかない。村内建設業者とかも砂利のダンプとかも全部、網の大きさをどうしたらいいかとかその辺が難しくてちょっと頓挫している。いいアイディア頂きました。また我々でも、議員の皆さんとも相談しながら。

委員　　古い車を使ってると引っ掛かる可能性は十分にある訳。

委員　　その対象を、車両だけじゃなくて廃土の部分まで持つて行くとか、その場の環境に持つて行くってことは無理なんですか？

幹事　　環境保全条例というのが村にもある。水質とかの排出基準とかは国の中を使うというような条例。そちらの方を見直すような形になると思う。今ある条例の改正なりで基準とかを盛り込むというような形。

会長　　廃土の積むことについて条例を作るとするとJRだけという訳にいかないから、家の裏のとこをちょっと埋めるというような時も、それはOKでJRは引っ掛かるみたいなその辺の線引きを条例の中で作っていかなくてはいけない。1回作ってしまうと未来永劫だからJRの工事が終わった後も我々だけ拘束され続けるっていうこともある。

幹事　　市町村で条例で規制というのは国の規制の範囲内、国の規制より厳しいものはできない。あともう一つは、お互い紳士的に例えばできるだけこういうことに関しては村とやる業者と例えば住民と協定を締結しようという、ただそれも紳士協定で、強制力を持たせるというのはなかなか難しい。条例等の中に謳うことは可能ですが。100%の強制力はない。

- 幹事 宮田とか駒ヶ根はやっぱり、作った背景というのがあると思います。
- 委員 それも聞いてきて、宮田の場合は環境条例を作ったら、新しい工場とか、今のあそこ埋め立てをしたり、あと山に道を作ったりするということで、国の基準に合うように保全条例を追加したそうです。安全にはなると思います。作りっぱなしで逃げちゃうということにはならないと私は思いますので、そういう検討をしていただければ、住民生活は今より不安が無くなるんじゃないかと思います。
- 幹事 こちらの方で考えていたのは条例化ということをまずは考えたのですけれども、そういうような車両の使用に取り組むということでJRの方から回答があった。そういうものを監視していくというか、確かにそういう適合車両だよというのをどっかの機会で調べるなど、そういうのは使わないで下さいとか、条例化はしないけれど紳士協定なりJRの方から回答のあったことの確認はこれからもしてかなきゃいけないのかなと考えています。
- 会長 排ガスに関しては向こうもやる気が感じられたので、みんなが束縛されるような条例じゃなくて、JRと個別の約束みたいなことができればいいかなと思っている。土を積むときの条例については多分建設水道課が所管とかになるのかも知れないし、その辺は研究をさせて顶くいいアイディアを頂いた。
- 委員 話が広がっちゃった。JRに対する質問要望書、それから県に対する要望書、諮らなきやいけないと思いますので。事務局が皆さんに委員からたのをまとめて作ってくれたんですよね、食い違ってるのがあればということで、私どもさっきその他の所でちょっと走っちゃったんですけども、県に対する要望の中に、
- 会長 それじゃあ、先ずは、今説明のあった、議題の1番の1のJR東海宛の要望書の第2弾の文言について、たたき台が示されているので、それに対する、付け加えるとか、言い方をこう変えたほうがいいんじゃないとか、これが抜けとるじゃないかというようなことがありましたら出して頂ければ。

- 委員 2番の環境影響についての（2）環境調査の結果を公表されたい。これは、こないだやっているでしょ。
- 幹事 JRの方でやっている。
- 委員 もう少し具体的に言葉を足した方が良いんじゃないの？ 先日実施したとか、あるいは何月何日から何月何日まで調査したとか。そういう風にした方が、よりはっきりすると思いますよ。
- 幹事 申し訳ありません、ちょっと時間的な余裕がなくて、細かな文書の部分までこちらでもチェックができておりません。そういう意味では内容的に捉えて頂いて、またこれ、実際発送する前の段階には例えばこれもJRは先日渡場で行った大気調査とか、分かり易くは致します。
- 委員 何月何日まで、9月末までに回答とかそれくらいの気持ちでやっていた方が良いと思う。
- 幹事 これ年4回やる調査なので、それぞれの期ごとにはもしかしたら出ない可能性がある。それをまとめて、環境アセスなりの調査ですということを出してくると思う。
- 会長 それは許さないというのをここでは言うべきですよ。
- 委員 ダメ、そんなの許さない。だって被害被るのここなんだから。役場の担当がさ、そんな理解示す必要はない。
- 委員 要望は要望だもんで挙げてかなきやだめ基本的に。相手が駄目だったら、また出せばいいんだから。
- 幹事 皆さんご承知の通りうちでも県の測定車をお願いして、反対側になりますけれども調査してますので、はっきり言うとそれとの整合性なんかも時期はずれていますが見たいという気持ちがございます。そういう意味では、JRの行った大気調査、早めに出して頂いて、地元なり、またこの場でお示しをできたらと、そういう意味で載せてございます。
- 会長 速やかにとか誰でも見られるようにHP上でとかなんかそんな形に。

1番いいのはその瞬間のやつが電光掲示板で出たらいいと思う。

委員 前回、JRの人が、その分だけ時間が余分にかかりますよと回答したような記憶があるんですが、期間。これ要望だからいいと言えばいいんですが、そういう危惧をしないで2番の要望の、

会長 どっちをとるかですよね、土日を運行しなければ平日の台数が増えるかもしれないし、その辺のことを考えないといけないですね。いろんな立場の村民の方いらっしゃると思うけれど、トータルで考えて土日を休んで、平日が多少増えても土日休んだ方がいいのか、平日減らすために土曜日も走ってもいいというのか、その辺は条件というか、

委員 そのまま出していいと思う、そのまま出してそれは。それはJRが考えればいい。

委員 これは多分一番気にしどった言葉だと思ったんですが、違った？

委員 そうです、土曜日はやりますって答えてました。

会長 それで1350台に減ったんだと、一つの要因として、ただ、大鹿から聞いているのは、砂利運搬の車が、週に2回は土曜日も走っているのかな、

委員 第2、第4は休みだけれど、

会長 そういう形でやっているので、大鹿村としてはその辺もあるからということでちょっと遠慮されますけれど、我々は砂利運搬が土曜日はしろうが、JRの車は走るなといつても構わないと思いますけれど。

委員 あとは向こうで考えればいい話。駄目だと言つたら、遅れるのはそっちの勝手だと、うちは許さないと、土日休んでいるんだから。

会長 それから積み荷の有無に関わらずというのは、ダンプカーはどうも大鹿じゃなくて、こっち側で夜は過ごすらしい。だからまず、朝、大鹿に入る。大鹿から荷物を積んだやつが、8時半に出てくるのかもしれない。そうすると先に行く車はもっと早い時間に入るんやろうかとかいろいろと妄想を逞しくして、それもいやと。

② 長野県あて

幹事 次のページ、5ページになりますけれど、県宛ということで県知事宛の文書になります。質問及び要望書ということで、文書にて回答をお願いしますというものであります。記、以下であります。

1、松川インター大鹿線道路改良工事について

(1) 県道松川インター大鹿線改良工事については、長野県が工事発注主体となり、工事の内容、スケジュールなど詳細を文書にて公表されたい。

(2) 道路改良工事について、地元説明会や協議会での説明会を開催されたい。

2、発生土について

(1) 発生土の活用について、近隣の大規模工事等過去の事例を示されたい。

(2) 発生土の活用希望や候補地等の受入れについて、県の考え方を示されたい。

(3) 発生土の置き場、仮置き場、本置き場ともについて、活用方法や安全対策など将来不都合が生じた場合には安全を確保し復旧するよう、県が代表して事業主体であるJR東海と文書で約束されたい。

以上です。

委員 (1) ですが、私が提案した話と真逆になっている。県が工事主体になると、あそこは自然公園法と砂防指定という条例がありますので、JRがやれば県は必ず村へ聞いてきます。(2) の説明会や協議会というのは、村長が招集すれば、各地区呼んで、それからでないと判子ついて回せませんので、簡単にできると思うんですが、工事主体を県にすると、県は村に言ってこなくて、先に判子ついて、はいって許可出しちゃいますので、それができますので県の場合は。それはやっぱりJRが主体になるという方が村としては安全側だろうと思います。工事発注自体は、JRさんじゃなくて県がやると、県が責任を持つということはいいんですけど、県が工事主体になれば、村にはあまり情報が降りてこなくて、JRに優先して入って判子ついちゃえば、工事内容も何も、詳細図面も何も来なくなってしまいますので、

- 委員 いや、そんなことないよ。
- 委員 それは県ならちゃんと示すと思うよ。飯田の建設事務所の管轄になるもんで、飯田建のことだ、そりや絶対ないはずだと思うがね。
- 委員 あそこは飯田建設事務所ですけれど、JRだったらもっと厳しくやられますので、すみません、村の方もおるもんであんまり言っちゃいけませんけれど、県が作る書類と、株式会社が作る資料の中身は、濃淡が全然違いますので、細かいものまで作らないと、県はうんと言いませんが、県が作るのは県の中ですので、あんまりかなあと思います。JRさんに作ってもらえばしっかりとしたものが細かいところまで出てきます、
- 会長 すみません、私、知事とか皆さんに言い続けてたのは、県が事業主体となって、地域住民の暮らしの事とかいろんな事情をよく分かっている地元企業に発注して下さいとずっと言い続けてきたんですけど。
- 委員 県に発注してもらえば、地元の業者ということになる、JRだと大手でやられちゃうと地元は何にも関係ない。そういうことも心配して、
- 委員 そういう意味なんですね、あの分かりました、意味は分かりました。
- 幹事 滝沢トンネルとかいろいろな道路改良されている部分ある。県と村と調整というか情報交換したり、それから図面の交換等しております。その点については県が責任もってやっていくと思う。JRもそれに沿った形で設計協議を県とやっている。それもこちらに示されると思う。その部分の懸念というのはそう考えなくともと思います。県がしていただくのが良いかなと。
- 委員 経験から言わせてもらいますと、出来上がったものを作りっぱなしではいけないと思うんです。道路が広くなる、トンネルが2本開く、それをあと誰が管理するかという時に、JRがいつまでも管理しませんから、作ったらどこかで、県に移管します。で、それはもちろん文書で移管すると思うんですけども、その場合にもトンネルは規模が大きいからJRが直接発注して大手が入るのは仕方ないにしても、その下の拡幅とか細かな、ちっちゃな工事だったりするんですね。そうすると言われたよ

うに、地元の会社が入ってやってもらった方が、あの補修とかその辺も言うこと聞いてもらえる。トンネル自体も県の方でやっていれば、県が自分で管理している県道ですから、面倒見てくれると思う。トンネルの場合には現在の幅、それを2車線取れるような幅員まで広げるというと、持ち分の費用負担が出てくる。県の方でこれだけの現道分の持ち分をJRに金を出します、じゃあJRがまとめたお金でJRが発注します。そういう形でトンネルは施工すると。だから下についてはJRさんの方で工事用道路として拡幅するんだけれども、その分についてはJRさんから県の方に、この分のお金を出しますので、それは県の方で発注をして下さい。そういうような発注のし方をやれば最終的には県の方で最終的には管理できる道路ができると思います。

会長 　　という訳で、1番の（2）には地元企業に発注するというのを入れといて頂けるといいのかなという気がします。

委員 　　こないだ業界の新聞を読んでましたら、山梨県分のアルプストンネルの工事が契約となりましたよね。大成建設、竹中工務店、鴻池組ですか？もちろん、大手中堅の全国展開しとる会社だと思うんですが、これ契約となった。これから、長野県分の施工分が公告になる。8キロとか7キロだか知らないんですけど。静岡分はまだ具体的になってこないんですけど。JRは南アルプストンネルの工事を着々とその契約、工事着手の方向に向かって進めて参ります。私たちの協議会にしても、遅れないような形でキャッチボールやるんだったらやって、要望を早く出さなきゃいけないなという危機感めいたものが今ある。公告期間はもともと3ヵ月くらい、9月～11月くらいだった。

委員 　　ちょっと事務局にお聞きしたい。具体的に、（2）の改修改良工事等に関する県等に、JRは県から協議の経過で出てくると思いますが、県の方からいつ頃までにそういった開催、説明会開催が地元ができるかということは現時点では何にも来ていませんか？ 大体時期がいつ頃というのも来てない？

幹事 　　県の方からは、トンネルの工事、それから改良工事についての時期について明示はありません。分かっている点についてはトンネルについては設計協議をJRさんが今設計をしているのでその設計協議をしているというだけで、

- 会長　　幅がどうとかその辺のことは出てきましたけれど、ともかく、どっちが主体になるのかという、金は折半なるならないは知らないけれど、誰が主体になるか決まらないと説明するのも説明できないみたいなところじゃないか。
- 委員　　内容等がある程度分かり次第早い時期に地元説明会をしてほしいと文言入れた方が良い。
- 幹事　　建設工事の関係の日程的なもの、8月3日付で、建設工事、公募競争見積方式の契約に係る手続き開始についてというのが出されておりまして、大鹿村の工事について、競争入札に参加したい企業は、11月4日までに申請書をJRに出せと。その後審査でOKが出ると、見積書提出は28年1月15日ということで、動いているようです。
- 委員　　本工事ということ？
- 幹事　　本工事です。
- 会長　　見積書提出する際の条件みたいなものが出されてますよね、当然仕様書みたいなものが。それについては、絶対に公表をしないことみたいな一文が確かに入ってたんじゃなかった？　JRが、発注する工事の中身はこういうものと言うのを、そのJVとかは、他社に見せては絶対いけません、みたいなことがどっかに書いてあったという。それ見れば、どんな工事考えているのか我々も分かるんだからそれだせよとここに書いたらいいかと思ったんですよ。
- 委員　　1個、気になっているのが、発生土の、先程から皆さん仰っているように、JRが置きたいという場合と、村内の事業者が置きたいという場合がある。その責任は、誰がどこまで持つかというのを明確に聞いておいた方が良いと思っていて、例えば村内の人人がここに置きたいんです、例えば果樹やっている人がここにこう造成したいんですとなった時に、そのJRが持ってきた土が後から調べたらヒ素でしたとかそういうことになった時に、その責任はその事業者の人が被らないといけないのか、JRがそこまで被ってくれるのかという、住民が住民を訴えないと解決しないとかそういうことになっちゃうと困ると思う。

- 幹事 (3)で、将来不都合が生じた場合には安全を確保し復旧をするよう、これが将来的に例え、ヒ素なんかはすぐ出るというものではございませんので、ヒ素が出てきたような場合には、復旧しろよと、そういう文書で約束をすると、そういう部分がこれになります。
- 委員 こないだ大鹿にきた弁護士さんに聞いたんですけど、JRがやりたいですといってやっているのと、やってくださいというので責任が全然違うということをおっしゃっていた。JRは自分のやったところだけやりましたよと言うかもしれない。
- 会長 県ばかりじゃなくてJRに直接いってもいいかと思う。最後まで責任持てよと。最後まで面倒見る覚悟で、持ってくるんだったら。
- 幹事 先日の8月22日の新聞にも出ていたんですが、安曇野の国道403号線でトンネル工事やっていて、そこでヒ素と鉛が出ているという。調べてみると全国的にトンネル工事等でヒ素あるいは重金属が出ているという事例は結構あります。特にこのお隣の岐阜県なんかは地質的に、そういうものが出来やすいようなところのようですけれど、それによって悪い例では、流れ出したヒ素によって水生生物に多大な影響が出たというようなこともあります。活用ということもあるかもしれません、その前提としては、安全が担保されないと、活用になかなか乗り切れない、一旦汚してしまったものというのはなかなかそれを戻すということは難しい。そんな中では、慎重に扱わざるを得ないかな。
- 委員 JRの方に戻るんですが、まだよく分かっていないんです、環境影響については、村からのポイントは排ガスだけなんですか？
- 会長 振動、粉塵、排ガス、騒音、動植物への影響、ブッポウソウだとか
- 委員 そこも全部含めた調査の結果を公表してもらう。
- 会長 但し、今の所、JRは大気質しかやっていない。やろうという話にはなってないから、その辺もやれということも必要かもしれないですね。
- 幹事 これは、渡場でやった大気質の調査の結果を出してくれということで

すよね。

会長 それ以外についてもモニターをしてその結果を報告せよということはあった方が良いかもしれない、大気質以外のことも。ほんとはリアルタイムが良いけど、間をおかずに。渡場なんか今でも、葉っぱ触ったら黒いものがたまっているんだから、交差点の近くなんかそんな感じで。

委員 是非、そうですね、動植物とともに入れてほしいです。

会長 少し止まつたので、これは締めずにこのままにして、先に進んで、後で最後にまた振り返って終わりたいと思います。

4 意見交換（委員からの視察報告）

委員より、残土活用事例についての視察報告があった。

5 その他

委員 要望については、多少文言の修正でこれでいいと思う。JR に対しても県に対しても発生土置き場のことを具体的に言っていくのであれば、希望等があるとしたらそういうのも並行して検討して、県へ上げ、JR に見てもらって駄目なのかいいのか、村とすればこういう条件をクリアしなきゃ発生土置き場に対するOK は出しませんよということを言っていく必要があると思う。このあたりで発生土のことを、まだ決まってないので仮置き場をどうする、ということを謳っていくとしたら、要望が出ている訳だもんと、中の人から。視察等しながら他の所を見ながら、また中川村に通じるものがあるとしたら、検討していくようにぼつぼつ進めて行けたらと思う。そこら辺のこといかがですか？

幹事 発生土置き場については、県の締切前に来たものはありません。ハッキリ言って。それ以降に、村内の農業やっている個人の方が、自分の田んぼへ入れて嵩上げしてくれんかという、ただこれはあまりにも規模が小さ過ぎて、上へ挙げる話ではないと。

幹事 1件、私の持っている土地へ残土を捨てて、その後、整地をして、自然エネルギーで発電とか、農業だと、いろんな画を描いた方がおられます。これについては場所がはっきり言いますと四徳でした。四徳で保安林。四徳について

は三六災害で、大被害を受けて、全戸移住をしたというところでその後、国の直轄治山事業が入りまして、崩落地等を復旧してきた。その前提是、関係する山については保安林指定をしなさいということ。かつて村でも職員を配置したりしながら保安林指定の手続きを続けてきたという経過があります。三六災害の復旧は国の方では終わりましたというけじめを付けたのがつい先日です。その場所をまた保安林解除をしてすぐに活用をすることがいいのかどうか、過去に大災害があった地域、扱いには十分注意しないと。それについては理解していただいた状況である。それ以外については、私どもの方へ来との提案はございません。

委員　　挙げないことを理解してくれたという言い方でいいです？ 理解をしてもらったということですか、挙げないことを認めたということですね。

幹事　　いただいた提案を JR と県へ伝えて欲しいという要望だったんですけれど、村として JR や県へその要望内容を村としての要望ですよというふうには挙げられないということについて説明して了解を得たという、

幹事　　先程ちょっと私が言ったように、三六災害で被害を受けたとこだと。それから、国土保安、保全するために保安林として指定を進めている所であり、当該地も保安林だと。村として残土を受け入れる状態では無いと、その場所は。そういう話をさせて頂いております。

会長　　村が預かって県に渡すことは、村も了解している、賛成しているという意味になる。何でもかんでも挙がって来たやつをオートマティックに、渡すというものでもない。しっかりしたお話を聞いた上でじゃないと判断できないと思う。

委員　　具体的に挙がってきたものを村で精査して、これは上へ挙げるものじゃないということになれば、挙げてきた原因者に説明して理解をしてもらうということ。並行して検討を進めるべきじゃないかと。で、その他のことは無いですか？

委員　　半の沢は？ 挙がってない？

委員　　半の沢、桑原のところも挙がってない。

幹事　　桑原は、業者から直接来てません。うちの方へは。

委員 昔ね、村の公園があったところ、半の沢、あそこのとこ土盛ってという話は無いですかね？

幹事 一般の提案としては、このリニア対策協議会作った時に一般の皆さんから意見公募しました。ある方から提案頂いております。ただ、その方が土地の所有者じゃない。所有者なり、そのある程度地区内、例えば、ある地区の窪地を埋めたいとかいう話ならあれですけど、所有者に話しなくて、勝手に埋めるだけの話が先進んじゃないたらおかしくないです？

委員 半の沢については下は村有地なんですよ。

幹事 あと村有地と河川区域も関わってきますので、

委員 河川区域は入ってない。そこの中だけ、それは調べた。

委員 モトクロスの練習場だかあるが、それを置いておいてもあそこはすごくたくさん土が入る。村有地だから下へ構造物入れても役場の方でいいと言えば、あと周りの山の衆についてはこれから話をすればと思って。俺はいいなと思った。半の沢は二等橋で、幅員狭くてダンプが片方しか通れない。誘導員つけても四徳大橋で交通整理して、半の沢で交通整理もえらいもんで、土盛ってきて、橋の高さまで行かなくても低くても、交互通行で、荷を積んだのは盛った土の所を通ると、空のものは橋を通っていくとすればあそこは交互通行ができる。

委員 今、半の沢の土地の村有の所で良いんじゃないかという話しましたよね。10日前にこれ大鹿の対策協議会に、もうご存知の方いると思いますが、ある協議会の人が、半の沢でいいという話をした時に南信州の新聞の方見させていただいたんですが、もうインターネットに出てるんですが、高いハードルだという考え方で、村長、大鹿の村長はそう言っているんですが、中川の村長はどうに考えているのかちょっとお聞きしたい。

会長 大鹿村の村長さんがどういう気持ちで仰ったか、大鹿村長さんとはしょっちゅう、それこそ松川インターラインの改良についても、大鹿村長さんが長で私はその横にくつづいてるというような立場で一緒に動いています。いろんなところで、共通してやっており、コミュニケーション多いと思いますけれども、どういうニュアンスで仰ったのか私も直接聞いていないし、ネットのやつも見ていないので分かりませんけれども、今ちょっとお話しするような内容ではないし。

委員 大鹿ではその要望がすごかったようです。だから南信州は取り上げたと。恐らく、ハードル高いというのは2つばかりあるということは感じますけれどJRの方もね。問題は中川だってこと。

委員 並行して考えるというのはそういう仮置き場のストックヤードであればね、有害物質は搬入しないということJRは言つとる。ストックヤード的な要素であれば充分ねスペースになる。相当量がということが考えられるんだけどそこらの所が受け入れ条件が整わないと村長いうので。

委員 希望だとかそれを集めると規模なんか小さくなっちゃう。やっぱり村で、村全体の中でやっぱし村としてそれは最終的に実現するしないは別問題にしてみても、やっぱし村である程度夢を、夢だか、プランは練ってもらわないと。

会長 まず安心。安心する、大丈夫な、絶対後まで責任を持ちますというその言葉、言質、文言、文書、それがないうちに尻尾って頂戴頂戴頂戴といって、はい、上げましょ上げましょ上げましょ、はい後はあなたよろしくね、さようならと言わされたときにどう将来の子供たちとかに責任持つの。

委員 それは同時進行だってできることじゃない？ ひとつ片づけにや次に進んでいかないちゅうと。向こうの山梨の方じゃもう発注されるとるんだもんで。あとから追んまくってって、もう締め切ってどうしようもならんとか、もうそこまで来ているような気がする。

会長 貰おう、貰おう、貰おう、じゃなくて、何をするのに、何を、先ずそれがあるんじゃないですか？ ここで、こういうことして、こういう事業をしたい、だから土がいるというなら分かるけれど、ともかく土もらおう、土もらおう、土もらおう、廃土もらおう、廃土もらおう、あそこに置いといたら良いんじゃないかというんじゃ、

委員 それを先、考えてもらうのがやっぱり行政じゃない？ この地域を、これを、あれして、どうして、あとどういうふうに利用していくとか、大きな考え方持つてもらうのが行政じゃない？

会長 まずは住民生活を守るってことを担保をしっかり取るってことです。だからみんながこう、人参ぶら下げられて、早よ来い、早よ来い、早よ来い、と言わ

れている、みんなが走らされている。操られていると思います。

委員 そういうふうには思わんよ。

委員 みんな根底にあるのは安全安心。

会長 そもそも、A ルート、B ルート、C ルート、があったことからして、最初から決まっていたんですよ。あんな諏訪湖の所で急カーブなんか回れっこない。それでも A ルート、B ルート、C ルート、としたのは誘致合戦させるため。

委員 それを人參と言われとるの？ 僕は分からんけれど、村長。

会長 JR さん、JR さん、JR さん、お願ひ、お願ひ、パクパクパク、金魚みたいな話ですよ。

委員 今回の要望の中の 3 番のね、発生土置き場とかそういうことについてはね、県も JR も消していくべき。そういう考え方で進めるんだったら。言うべきじゃない。並行して考えていくというのは検討しますよということ。受け入れしますよということではない。検討しますってこと。その所をね、工法も書いてなければ、さっきも言われたように前へ進まんなんていっとちゃ。見とてみな、いる場所って大体 300 万も 500 万 m^3 もいるということ言つとる。条件が整えばいくらここへと言っても、中川が言った時にはもうないといふいう場合も出てくる。その方法を検討を加えて進めて行ったらどうですかと、人參をぶら下げて走らされてるんじゃない。具体的にこっちで。

委員 文言の揚げ足取ってたってこの会何にもならんじゃない。何が停滞しとるような時間帯な。そんな文言取らないで、お互が言いたいことがあって、言ったんだったらそれはそれで受け止めればいいじゃない。最初に言いたいこと言ってくれって言ったんじゃない。もう揚げ足取るような言い方じゃなくて、もっと前もってどうやって進んでいくか考えた方が良いと思うよ。

委員 だから事務局の方で、今日、JR への要望書（2）と県に対する（1）を作ったのだから、委員の人たちからでた要望とか質問を、まとめたのがこれになっているので、今、話をしてきておおよそこれでいいという話になった。さらに事務局で今日出た意見まとめて、早急にそれぞれ JR、県の方に出してもらうと。

会長 一応、見てもらわんといかんと思いますので、集まって頂くのは別にして、郵送なり FAX なりでお送りすると。

委員 あと決めなきやいけないのは、いつまでに回答をもらおうかとか、どんなピッヂで進めるかってことを、皆さんで落ち着けたら良いんじゃないんですか。

委員 私としては、9月末までにとか

幹事 9月末に、お返事を頂くという予定で進めるとして、次回の委員会についてはちょっとこちらに預けさせて頂いてまた改めて日程はご通知させて頂きたいと。県とかの状況もあると思います。お時間こちらの方に頂きたいと思います。

会長 今のたたき台に、今日頂いた案、ご意見を反映させた形のものを事務局で作って、各委員の方々に郵送なり FAX なりでお見せをして特にご意見なければ早急に送って、9月中旬に、9月末日までにJRからも県からも文書にて回答を出して下さいということで送ります。それが来た頃、改めてご連絡して、またご意見お聞かせいただきたい。何か全体通していかがですか？

委員 PTAの方は要望出さなくていいの？ 場所教えてもらって、直接聞いた方が安心できるんだったら、この時に行った方がいいよ。

会長 あるいは、PTAとかで別な、他のお母さん、お父さんも呼んで集まるからちょっと来いとか言うなら、行けますし、また何かありましたらいつでも気軽にお声掛け下さい。毎回長い会議になって大変恐縮であります。ご協力ありがとうございました。進行役を下させて頂きます、ありがとうございました。

6 閉会

委員 今話ありましたように、2時間経ちました、大変長時間ありがとうございました。次回は日程的にはまだ決まらない訳ですが、それぞれ具体的な内容に少しづつ進み始めましたので、よろしく、ご理解とご協力お願いしたいと思います。ありがとうございました。

以上